

入院案内



地方独立行政法人静岡県立病院機構

静岡県立こども病院

〒420-8660 静岡市葵区漆山 860

☎ (054) 247-6251

2026.6 改訂

静岡県立こども病院

理 念

私たちは、すべての子どもと家族のために、
安心と信頼の医療を行います。

基本方針

1. 子どもと家族の人種を尊重、保護します。

- ・患者と家族の人権、自己決定権を尊重します。
- ・個人情報、プライバシーの保護を徹底します。
- ・十分に理解できる説明と情報提供に心掛け、患者が納得できる医療を提供します。
- ・保育や教育の環境を整備し、子ども達が安心して過ごせる診療とケアに努めます。

2. 質の高い医療を展開し、地域に貢献します。

- ・高度先進医療を実践し、質の高い充実したチーム医療を展開します。
- ・医療機関、行政機関との密接な連携を推進し、地域医療支援病院の役割を果たします。
- ・情報発信やボランティア、研修者の受入を通じて、地域に開かれた病院にします。
- ・グローバルな視点に立ち、活発な国際交流を展開します。

3. 人材育成に努め、健全な職場環境を維持します。

- ・職員の研修、研究活動を奨励し、医療レベル向上の努力を継続します。
- ・人材育成を重視し、適切な教育投資を行います。
- ・職員は互いに尊重し助け合い、働きやすい職場づくりに努めます。
- ・良質な医療を継続するために、健全な運営と経営を行います。



子どもさんご家族の権利について

- 子どもさんは、質の高いおもいやりのある医療を受ける権利があります。
- 子どもさんご家族は、医療について同意や拒否の権利があります。
- 子どもさんご家族は、治療計画に参加する権利があります。
- 子どもさんご家族は、病院での検査、診断、処置、治療、見通し等について理解しやすい言葉や方法で、十分な説明と情報を得る権利があります。
- 子どもさんご家族は、診察行為の選択にあたって当院の医療について、他の医療者の意見を求める権利があります。
- 子どもさんご家族は、自身の精神的、文化的、社会的、倫理的な問題について要望（聴いてもらう）する権利があります。
- 子どもさんご家族は、医療提供者の名前を知る権利があります。
- 子どもさんご家族のプライバシーは守られます。
- 診療記録の開示を求めることができます。

患者さんご家族へのお願い

- 1 患者さんの健康状態及び変化は、診療において非常に重要な情報ですので、速やかに正確にお伝えください。
- 2 検査や治療などについては十分に説明しますのでご理解のうえ、また、セカンドオピニオンなどを参考に、今後の治療方法を決定してください。
- 3 患者さんが他の患者さんや職員へ危害を及ぼすような場合は、家族の付き添いをお願いする場合や退院していただく場合もあります。患者さんすべてが快適な環境で受療できるように、他の患者さんや職員の迷惑にならないようご協力ください。
- 4 お問い合わせやご意見があるときは、遠慮なく職員にお申し出ください。

目 次

入院当日までの流れ ・ 入院手続き ・ 入院時の持ち物	1
リネン等の取り扱い	2
面会	3
宿泊施設・付き添い・医師との面談・食事	4-5
入院中の日課 ・ 他病棟への移動 ・ 外泊、外出	6
電話 ・ テレビ ・ 保育	7
訪問学校 ・ 安全 ・ プライバシーの保護	8
各種相談のご案内 ・ 入院費の支払い方法	9
診療費以外のご負担	10
退院 ・ その他（食堂・コンビニエンスストアなど）	
当院における個人情報保護の基本.....	11-12
高額療養費の支給についてのご案内	13
別紙	14-21

入院当日までの流れ・手続き

- 入院当日は、指定された時間までに入退院支援室へお越しください。
- 入院当日を含め、入院期間中に外来受診はできません。患者さんご自身で予約日を変更してください。なお、耳鼻咽喉科、眼科、皮膚科の予約を取得してある患者さんは、入院後、速やかに病棟看護師にお申し出ください。
- 予防接種については、別紙「入院前のワクチン接種について」をご参照ください。

1. 入退院支援室

①感染チェック

- 入退院支援室に診察券を提出してください。
- 体温測定・感染チェック表の確認をします。
※医師への確認が必要な場合はお時間をいただきますので、予めご了承ください。
- 入院当日に検査等がある場合は、感染チェック表での体調確認後にご案内します。

②入院手続き

- 入院手続き時、「入院承諾書兼申込書」、「身元引受書」、「入院履歴確認書」、「マイナンバーカード」、こども医療費受給者証や公費券どの「各種医療費助成制度の受給者証」、「限度額管理表」をご提出ください。
- 手続き終了後、病棟へお越しください。

2. 病棟

- 現在服用している薬（薬袋）、お薬手帳をご提出ください。



入院時の持ち物

1. 持参していただくもの ※衣類、下着、おむつ、タオルは次項「リネン等の取り扱い」を参照

- 院内共通：※私物には、氏名をはっきりお書き頂き、管理はご家族でお願いいたします。

入院手続きに必要なもの	☐ 診察券・マイナ保険証/資格確認書 ☐ こども医療受給者証など ☐ 入院承諾書兼申込書・身元引受書・入院歴確認書 ☐ 実費徴収に関する同意書 ☐ 感染チェック表
母子手帳やお薬など	☐ 母子手帳 ☐ お薬手帳 ☐ 内服しているお薬（該当する方のみ）
衣類など	☐ パジャマや部屋着 ※手術部位によっては前開きのもの ※有料で貸し出しもあります ☐ 肌着、下着など ☐ 使用済の洗濯物を入れる袋
おむつなど	☐ おむつ ※有料で貸し出しもあります ☐ おしりふき

タオルなど	☐ バスタオル（１日１枚程度） ☐ フェイスタオル（１日２枚程度） ☐ ガーゼなど
履き物（靴）	☐ 上靴や運動靴 ※転倒防止のため、スリッパ、サンダル、クロックスは使用できません。
洗面用具など	☐ 歯磨きセット、コップ（割れないもの） ☐ ティッシュペーパー ☐ ウェットティッシュ ☐ 普段使用しているスキンケア用品（軟膏など） ☐ シャンプー、リンス、ボディソープ ※病棟に備え付けがあります。必要な方はお持ちください。
おもちゃ	☐ ２個以内 ※必ず氏名を記入してください。 ※紛失や落下破損に対しては責任を負いかねます。
使用する方のみ	☐ 姿勢や体位を整えるポジショニングマット ☐ 除圧マット ☐ 胃ろうの接続チューブ
ギプス固定の方	☐ バスタオル２枚、クッションなど

※食中毒予防のため、ほ乳瓶・乳首は原則的に院内のものを使用します。

２．おもちゃの持ちこみ：原則２個以内

- 持ち込みのおもちゃには、氏名をはっきりお書きください
- 持ち込みのおもちゃの管理はご家族でお願いします。また、紛失や落下破損などに対しては責任を負いかねます。
- 飲み込む恐れのあるもの、外れる電池やネジがあるもの、大きな音が出るおもちゃ、ゲーム機などの高価なものはご遠慮ください。
※お子さんがベッド上で遊べるものを各自ご用意ください。
例）折り紙、お絵かきの道具、本など
※持ち込みの可否は病棟にてご相談ください
- 病室のコンセントは医療機器を優先として使用しています。

３．持ち込めないもの

- はさみ、カッターなどの危険なもの
- 生花
- 飲食物
- 現金・貴重品
- 電化製品



リネン等の取り扱いについて

- 当院は入院中に使用する衣類・寝衣・タオル・下着・おむつを持参していただいております。ただし、診療内容により病院の病衣・おむつを利用（有料）していただく場合があります。

- すべての持参品には、氏名をお書きください。
- 院内には洗濯設備がありませんので、使用したリネンをご自宅で洗濯をお願いします。（感染対策のため、汚れた衣類の予洗いはしません。）
- 有料での衣類の洗濯も承っています。詳細については、別紙「患者様私物衣類のお洗濯について」をご参照ください。
- 下着は毎日、寝衣は2日に1回は交換できるように補充・交換をお願いします。
- おむつは不足がないよう、多めにご用意ください。

- 病院のリネン等を使用する場合は、費用がかかります。
リネン等の費用は、時点更新を行っていますので、費用の詳細は各病棟掲示板「保険適用とならない料金について」をご覧ください。

面会について

- 面会時間は病棟により異なりますので、各病棟看護師長にご確認ください。

【参考】

区 分			面会時間
病 棟	面会者の続柄	事前の承認	
注1の病棟以外	両親及び親権者	事前承認を得た場合	終 日
		—	12:00～20:00
	上記以外	—	
注1の病棟	—	—	

注1：西5病棟、西2病棟、東2病棟

- 面会のときは、防災センター（西館1階）で面会者の受付をし、バッジをつけて病棟へおいでください（貴重品は必ず、お手元に置いてください）。
- 地震等の災害が発生した場合、ご家族の安全を確認する必要がありますので、防災センターで面会者名簿に必ずご記入ください。
- 面会は原則として両親・中学生以上の兄弟姉妹・祖父母とさせていただきます。
- 上記以外（親戚・友人・学校の先生等）は看護師にご相談ください。
- 病棟内の面会は二人までです。三人以上で来院の場合は交代でお入りください（状況により変更となる場合がありますのでご協力お願いいたします）。
- 小学生以下のお子さんの面会は、感染防止のため原則としてできません。
- 大人でも、風邪や発疹や消化器症状など感染症の疑いのある方はご遠慮ください。
- 感染防止のため、病棟に入る際は、手洗い及び手指消毒をしてからお入りください。
- 面会の方はマスクの着用をお願いします。
- マスクは、以下の場所で購入できます。
コンビニエンスストア、夜間出入口付近の自販機、正面玄関付近の自販機、北2病棟入口の自販機
- 面会時間外の場合は、病棟入り口にあるインターフォンでご連絡ください。
- 生花の持ち込みはご遠慮ください（花粉・細菌・虫の持ち込み防止のため）。
- ご家族の方にも、空気感染する「麻疹（はしか）」や「水痘（水ぼうそう）」のワクチン接種を推奨しています。免疫獲得の有無を必ずご確認ください。院内及び市中で感染が流行した場合、「罹患済み・2回のワクチン接種・1回のワクチン接種が1年以内（2回目の接種は推奨）」がなければ入棟をお断りさせていただく場合がありますので、ご了承ください。

おります。

また、栄養管理の都合上、ご家族が患者さんの食事の残りを召し上がることはご遠慮ください。

- 食べ物や飲み物などの持ちこみは、栄養管理上、また衛生上も好ましくありませんので、持ちこみはご遠慮いただいております。
- 医師の許可がある場合に、昼が選択メニューとなる場合があります。お子さまが選択できない場合は、通常メニューになりますのでご了承ください。
- 水道水は飲料水としていけませんので病室内の水道からの飲水は、避けてください。
- 病院食やおやつは配膳後2時間以上経過したときは、食中毒予防のため下膳させていただきます。



入院中の日課

- 入院する病棟により、入院中の日課は異なります。詳しくは、各病棟で説明いたします。

病棟日課表

* 幼児・学童病棟の場合

6:00～	起床
7:00～	朝食、内服
8:00～	安静時間
9:00～	検温 検査 治療 回診 入浴など 勉強 訪問学校 保育
12:00～	昼食、内服



13:00～	安静時間 検温
15:30～	おやつ
18:00～	夕食、内服
20:00～	就寝

<ミルク>

* 8回哺乳の場合・・

1、4、7、10、13、
16、19、22(時)

* 6回哺乳の場合・・

2、6、10、14、18、
22(時)



他病棟への移動について

- 緊急の入院患者の受け入れや病棟の入室状況によっては、ご家族の了承を待たずに病棟を移動していただく場合があります。あらかじめご了承ください。

外泊、外出について

- 事前に医師の許可が必要です。

《外泊中の注意》

- 外泊中は、風邪や他の病気に感染する恐れがあります。ご自宅でお過ごしください。
- もし外泊中に体調が悪くなった場合は、病棟へご連絡ください。
- 外泊（外出含む）中の他の医療機関の受診は原則できません。受診を希望される場合は当院へご相談ください。
- 外泊時には貴重品（高価なおもちゃなど）はお持ち帰りください。



- 病院への帰院時間は 16:00（午後 4 時）までとなっております。
- 外泊後は、病棟に入る前に、“感染チェック”を行い、そのあとに病棟に入ってください。そのため、外泊から帰って来た際は、病棟のインターフォンを鳴らしてください。

電話について

- 携帯電話の使用については院内のルールに従い、他の人の迷惑にならないようマナーを守ってご使用ください。
- 院内には公衆電話もあります。テレホンカードを使用する場合は、管理に十分ご注意ください。
- 入院中の電話連絡は、入院病棟までお願いします。ご家族以外の方からの問い合わせについては、プライバシー保護のためお受けしません。また、患者さんの状態についての問い合わせは、ご家族であってもお答えできません。
- 病院より緊急の連絡が必要な場合の連絡先を病棟にお知らせください。

テレビについて

- 基本的にベッドサイドにはテレビを置かないようにしています。ただし、検査や体調により部屋から出ることのできないお子さんについては、考慮しますのでご相談ください。

保育について

- 一般病棟には担当の保育士がいます。
- 患者さんの体調や発達に合わせて、プレイルーム又はベッドサイドで保育活動を行っています。



訪問学校について

- 院内には、長期入院している患者さんの教育のための、訪問学校があります。
- 訪問学校を受けるためには、転校手続きが必要となります。
- 入院予定期間が1ヶ月以上の患者さんが対象となりますので、主治医、看護師にご相談ください。



安全について

1) お名前の確認

- 患者さんの取り違い防止のために、『リストバンド』の着用は必ずお願いしております。
- 患者さんを誤認しないように、注射や服薬などの処置時にお名前を伺います。
- リストバンドには、患者番号・氏名・性別・生年月日が記入してあります。

2) ベッド転落予防について

- お子さんから一瞬でも眼を離すときは、必ずベッド柵を上段まで上げてください。
- ベッドから降りるとき、又は歩くとき、不安な際は看護師を呼んでください。
- ベッド柵のストッパーがきちんと止まっているか、確認してください。

3) 火災、地震などの非常時

- 地震などの災害が発生した場合は、一時帰宅をお願いする場合があります。
- 避難経路と非常口の場所をご確認ください。入院時に病室からの避難経路を看護師から説明させていただきます。
- 非常時には、非常放送でお知らせします。病院職員の指示に従って避難してください。

4) 院内暴力や不審者・不審物対応について

- 院内における暴力行為（暴行・暴言・器物破損）に対しては、警察への通報等を含め対応いたします。
- 暴力行為・不審者・不審物を見かけた場合は、職員にお知らせください。

5) 院内感染について

- 当院には、免疫状態が低い患者さんが多数入院されています。
 - 患者さん及び面会の皆様にも感染防止対策へのご協力をお願いしています。
 - ① 患者さん又はご家族が、流行性の感染症（インフルエンザ、水痘（带状疱疹）、麻疹、感染性胃腸炎、おたふくかぜ、流行性角結膜炎など）の方と接触した場合は、来院前にご連絡ください。
 - ② 感染症状（発熱、鼻水、咳、発疹、消化器症状（下痢・嘔吐）など）のある方のご面会とはご遠慮頂いております。判断に迷う場合は、来院前にご相談ください。
 - ③ 患者さんに感染症の発生が疑われる場合は、個室入室や行動制限をお願いする場合があります。また、ご家族への了承を待たずに、病室を移動する場合があります。
 - ④ 患者さん又は病棟にて感染症が発生した場合には、手術の延期や状況により退院を勧める場合があります。
 - ⑤ 患者さん又は病棟にて感染症が発症した場合には、接触した患者さんにも検査やワクチン接種、グロブリン投与、抗菌薬投与をお勧めする場合があります。
- 患者さんの安全のための処置ですので、ご理解とご協力をお願いいたします。

プライバシーの保護について

1) 入院生活でのプライバシー保護

患者さんはプライバシーが守られ、安心して安全な医療を受ける権利を有しています。しかし、

こども病院という特殊性から、安全管理のために以下のようなことを実施させていただきます。

- 病室の入り口・ナースステーション・ベッドサイドモニターに患者氏名の表示
- 患者識別リストバンドの着用
- ベッドサイドにモニターや個々のケアに必要な情報の表示
- 特殊病室における監視用 TV モニターの使用

安全な医療の提供のために、ご理解とご協力をお願いします。なお、上記のことについてご希望されない場合は、その旨、お申し出ください。

2) 病院内での撮影や録音について

- 患者さんのプライバシーおよび個人情報保護のため、病院内において無断で撮影や録音すること、病院内の画像を SNS 等に投稿することは厳禁とします。
- 身内の方を撮影することは構いませんが、身内以外の方や職員が写り込まないように十分に配慮願います。

各種相談のご案内

- 当院では、患者さん及びそのご家族の方に安心して診療を受けていただくとともに、患者さんの健やかな成長を願って次のような用件についてご相談に応じています。
- お困りのことがあれば主治医又は看護師にお気軽にお申し出ください。
- その他、お子さんに関わる事柄について相談をお受けします。お気軽にお尋ねください。
- なお、ご相談された内容については、外部に漏れることは絶対にありませんので安心してご相談ください。

(1) 総合医療相談・・・総合医療相談室担当看護師

いろいろなご相談やご意見を伺い、患者さんのお手伝いをする相談窓口

相談内容：医療費や社会福祉制度に関すること

訪問看護ステーション利用に関すること

入院治療に関すること

退院後の生活支援に関すること など

※電話相談（054-247-6251）も可能

(2) 医療安全相談・・・医療安全管理室職員

医療安全に関する様々な事柄についての相談

(3) 医療福祉相談・・・MSW（メディカルソーシャルワーカー）

医療費の支払い、福祉制度についての相談

(4) 在宅看護相談・・・在宅看護支援担当看護師

在宅での療養生活についての相談

(5) 育児相談・・・地域医療連携室看護師

育児や子育ての悩みについての相談

入院費の支払い方法について

■ 翌月にまたがって入院が続く場合

月末締めで計算した請求書を翌月 11 日以降にご用意します。会計窓口でお受け取りください。お支払いは、納入期日までに会計窓口（平日 午前 9 時 30 分～午後 5 時）又はお近くの静岡銀行・清水銀行・スルガ銀行の各本支店窓口でお支払いください。なお、静岡銀行・清水銀行・スルガ銀行以外の最寄りの金融機関窓口、ATM（全ての金融機関）、インターネットバンキング等で振込を行った場合は、振込に係る手数料は振込者の負担となります。

■ 退院日のお支払いについて

病棟により退院日のお支払いの流れが異なるため、病棟の指示に従ってお支払いください。

■ 日帰り入院 及び土・日・祝日に退院された場合

退院時には会計ができませんので、後日外来のときに精算していただくことになります。ただし、2週間以上来院の予定がない場合は、ご自宅へ請求書を送付させていただきますので、銀行等でのお支払いをお願いします。

■ マイナ保険証/資格確認書の提示

保険・住所・電話番号等の変更があった場合は、速やかに保険証確認窓口までお知らせください。

入院中の場合は毎月11日以降に、退院の場合は退院時にマイナ保険証/資格確認書・こども医療費受給者証を必ず受付窓口にご提示ください。

■ 当院の入院費の計算方法について

当院の入院費の計算方法は、「DPC（診断群分類別包括評価）」に基づき計算しております。詳細については、別紙「診断群分類別包括支払い制度（DPC/PDPS）について」をご参照ください。また、ご不明な点がございましたら、1F医事係（入院会計）までお問い合わせください。

診療費以外のご負担について

■ 食費負担

入院中の食事代については、以下の通りとなります。また、ミルクの場合も同様となります。

対象分類		食事療養標準負担額（1食当たり）
一般所得者		550円
指定難病・小児慢性特定疾患児童等		330円
低所得者Ⅱ	過去1年間の入院期間が90日以内	270円
	過去1年間の入院期間が90日超	220円
低所得者Ⅰ		130円

※1日の食事療養標準負担額の上限は、3食までとなります。

※厚生労働大臣の告示により変更する可能性があります。

■ 特別入院料

特別入院料 1日 2,460円（税込2,706円）

入院期間が180日を超える方（難病患者、重症患者等を除く）は、入院基本料の15%が自己負担となります。

■ 証明書・診断書等

文書料の主なものの金額は、以下の通りとなります。

・診断書

- ア 健康診断書で簡易なもの 2,500円（税込2,750円）
- イ 健康診断書で複雑なもの 3,500円（税込3,850円）
- ウ 生命保険、自賠責保険にかかる診断書 5,500円（税込6,050円）
- エ 身体障害者にかかる診断書 3,500円（税込3,850円）

■ 自動車使用料

当院の救急車による搬送を行った場合に負担していただく料金は、以下の通りとなります。

・自動車使用料（搬送料）

普通又は中型自動車（救急車） . . . 2kmまで600円（税込660円）、
以降1kmにつき300円（税込330円）

※時間外・休日・深夜については上記料金の5～10割加算されます。

※詳しくは、別紙「患者様の「搬送にかかる費用」について」をご参照下さい。

■ 宿泊施設利用料金、個室利用料金（西3病棟、西6病棟に限る）、リネン代

宿泊施設利用料金は「P.4 宿泊施設について」、個室利用料金は「P.4 付き添いについて」、リネン代は「P.2 リネン等の取り扱いについて」にて、ご確認下さい。

※その他の料金については、各病棟掲示板「保険適用とならない料金について」をご覧ください。

上記料金に関するお問い合わせは、医事係までお願いします。

退院について

- 入院治療を待っている患者さんのために、11：30までの退院にご理解・ご協力をお願いいたします。
- 退院までに医師と看護師より、退院後の生活の注意点について説明します。
- 退院当日に、入院費の精算（会計窓口）をする場合は、窓口は10：30より受付けています。「退院精算済書」をお渡ししますので、その証明書を病棟の看護師にご提出ください。
※病棟により流れが異なりますので、病棟看護師の指示に従ってください。
- 土・日・祝日に退院の場合は、後日精算となりますので、直接病棟においでください。請求書は、次回外来時又は郵送にてお渡しいたします。
- 退院時に診察券、外来予約券をお渡しします。
- 退院の際は、お忘れ物がないかご確認ください。
- 退院後、お住まいの地域で診療を受ける場合は、当院より診療情報提供書（紹介状）をお渡ししますので担当医にご相談ください。また、かかりつけ医をお持ちでない方は、医院の情報を提供しますので「地域医療連携室」までご連絡ください。

その他

- 食堂・コンビニエンスストアについて

	営 業 時 間
食 堂	・平成31年4月1日から休業中 ・飲食スペースとして利用できます
コンビニエンスストア	・営業時間 平日 7:30～20:00 土日祝日 9:00～18:00 ※自動販売機は24時間

- 当院では、患者さんやご家族の皆様から職員に対する謝礼やご贈答品類は一切いただかないことになっておりますのでご了承ください。また、見舞品等の仲介もいたしません。
- 当院は敷地内禁煙（電子タバコを含む）です。付き添いの方の喫煙も出来ません。

当院における個人情報保護の基本

- 1 当院における個人情報の取り扱いについては、静岡県個人情報保護条例等に従い、次のようになっています。
 - (1) 患者さんが当院を受診されたことに伴い、医療従事者が知り得た患者さんの様々な個人情報については、法令に基づく場合を除き、患者さん（親権者）の同意を得ずに、他のいかなる者に対しても提供することはありません。
 - (2) 患者さんの病状により、種々の検査などを行うことがあります。この場合、検査項目によっては、検査検体を院外に依頼することがありますが、検体を匿名化あるいは番号化しますので、個人のプライバシーは保護されます。
また、患者さん（親権者）の同意を得て提供された検体を医学研究のために利用する場合でも、検体を匿名化あるいは番号化し、個人のプライバシーを守ります。
 - (3) 当院は紹介予約制により他医療機関から患者さんを受け入れ、紹介元病院へ患者さんをお返し

するシステムを取っておりますが、この個人情報の取り扱いについても安全管理を徹底します。

- (4) 当院は、個人情報へのアクセス、紛失、破壊、改ざん及び漏えい防止のために安全対策・安全管理に努めます。
- (5) 当院は、外部委託業者に関しても個人情報が適切に取り扱われるように、当該委託業者との間で委託契約を交わします。

2 当院における個人情報の利用目的は、以下のとおりです。

当院では、患者さんの個人情報については、下記の目的に利用し、それ以外の目的に利用する場合は、利用目的をあらかじめお知らせし、ご了承を得ることといたします。

(1) 院内での目的

- ア 患者さんに提供する医療サービス
- イ 医療保険事務
- ウ 入退院等の病棟管理
- エ 会計・経理
- オ 医療事故の報告
- カ 患者さんの医療サービスの向上
- キ 院内医療実習への協力
- ク 入院の質の向上を目的とした院内症例研究
- ケ 医療サービスや業務の維持・改善のための基礎資料
- コ その他、患者さんに係る管理運営業務

(2) 院外への情報提供としての利用

- ア 他の病院、診療所、助産所、薬局、訪問看護ステーション、介護サービス事業者等との連携
- イ 他の医療機関等からの照会への回答
- ウ 患者さんの診療等にあたり、外部の医師等の意見・助言を求める場合
- エ 検体検査業務等の委託
- オ ご家族等への症状説明
- カ 保険事務の委託
- キ 審査支払機関への診療報酬請求の提出
- ク 審査支払機関又は保険者からの照会への回答
- ケ 事業者等からの委託を受けて健康診断を行なった場合における、事業者等へのその結果の通知
- コ 医師賠償責任保険などに係る、医療に関する専門の団体、保険会社等への相談又は届出等
- サ 外部監査機関への情報提供
- シ その他、患者さんへの医療保険事務に関する利用

※前記のうち、他の医療機関等への情報提供について同意しがたい事項がある場合には、その旨を担当窓口までお申し出ください。この申し出は、あとから何時でも撤回、変更をすることができます。

※お申し出がないものについては、同意していただけるものとして取り扱わせていただきます。

3 個人情報の開示については、次のとおりです。

当院では、患者さん（親権者）から当該本人の診療録等の開示請求があった場合は、「静岡県立こども病院における診療録等開示実施要領」に基づき開示いたします。

4 希望されればセカンドオピニオンを受けることもできます。

個人情報に関するお問合せは、以下の窓口をご利用ください。

・地域医療連携室 (8時30分から17時まで) 内線電話番号 2478

☆高額療養費の支給についてのご案内☆

健康保険の高額療養費は、本人（被保険者）やご家族（被扶養者）が、同じ月内に同じ医療機関で支払った1ヵ月分の自己負担額の合計が、下表の※の額を超えたとき、下表の計算式で計算した自己負担限度額を超えた額が申請により後日支給されます。

70歳未満の方の負担限度額

区分	自己負担限度額	年4回目以降
ア：標準報酬月額 83万円以上	252,600円※＋（総医療費－842,000円）×1%	140,100円※
イ：標準報酬月額 53万～79万円	167,400円※＋（総医療費－558,000円）×1%	93,000円※
ウ：標準報酬月額 28万～50万円	80,100円※＋（総医療費－267,000円）×1%	44,400円※
エ：標準報酬月額 26万円以下	57,600円※	44,400円※
オ：住民税非課税	35,400円※	24,600円※

☆計算上の注意点☆

- ① 自己負担額は、医療機関ごとに計算します。同じ医療機関であっても、内科入院、外科外来、歯科入院、歯科外来にわけて計算します。また、医療機関から交付された処方せんにより調剤薬局で調剤を受けた場合は、薬局で支払った自己負担額を、処方せんを交付した医療機関に含めて計算します。
 - ② 70歳未満の方は、受診者別に①の条件によりそれぞれ算出された自己負担額（1ヵ月）が21,000円以上のものを合算することができます。
 - ③ 同一世帯で二人以上医療機関にかかった場合は合算できる場合があります。
- ※合算しても自己負担限度額を超えない場合は、高額療養費の対象にはなりません。なお、詳しい内容については、マイナ保険証/資格確認書発行元の市町村の国民健康保険課、全国健康保険協会（協会けんぽ）、健康保険組合等へお問い合わせください。

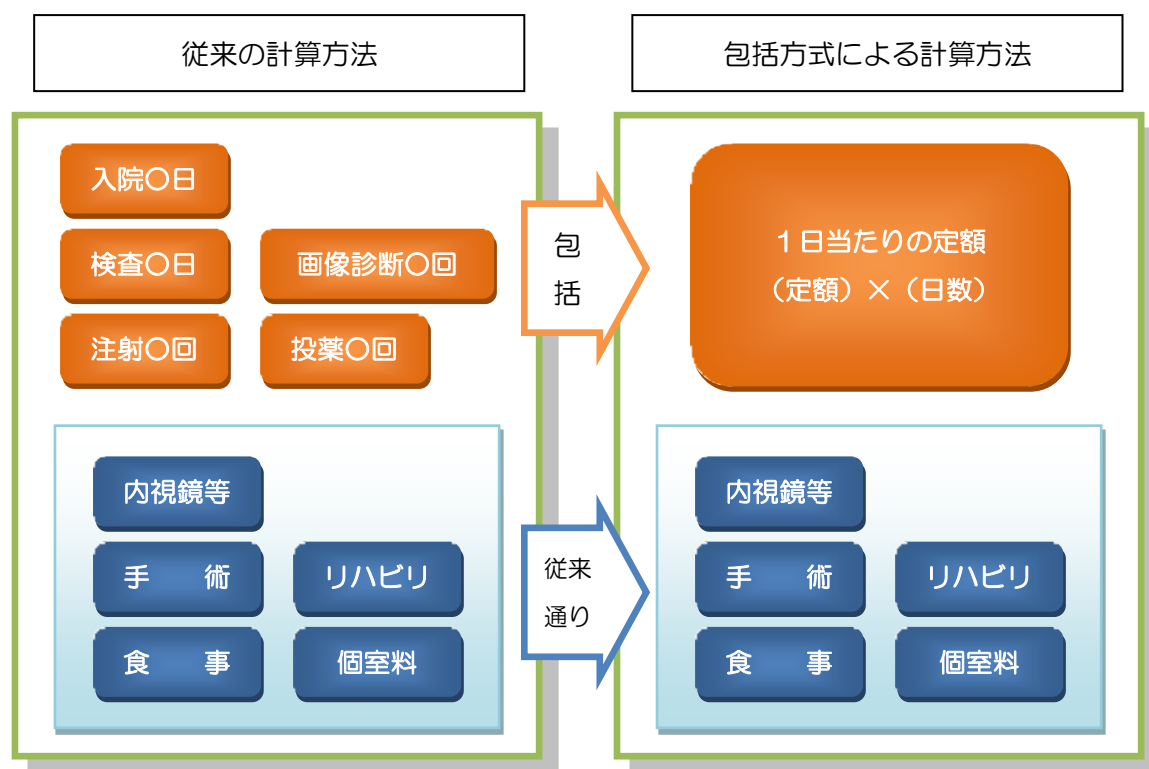
静岡県立こども病院
医事係
054-247-6251 (内線 2207)

当院は平成 21 年 7 月 1 日より、厚生労働大臣が指定する DPC 対象病院として認定された病院です。

一般病棟に入院された方の医療費は、「診断群分類別包括支払い制度（DPC／PDPS）」に基づいた「包括」方式で計算いたします。（長期にわたる入院や一部の治療等については、同制度の対象外となる場合があります。）

DPC／PDPS とは、従来の診療行為ごとの点数をもとに計算する「出来高支払い方式」とは異なり、入院期間中に治療した病気の中で医療資源を最も投入した傷病に対し厚生労働大臣が定めた 1 日当たりの定額の点数からなる包括評価部分（入院基本料、検査、画像診断、投薬、注射等）と従来どおりの出来高評価部分（手術、麻酔、内視鏡検査、リハビリ等）を組み合わせる方式です。

1 日当たりの定額の点数は、「診断群分類」と呼ばれる区分ごとに、入院期間に応じて定められています。



- ・入院途中で症状や治療内容が変わり、主治医により決定される診断群分類が変更となった場合（主に治療した傷病が変わった場合等）には、入院初日にさかのぼり医療費の計算をやり直します。また、月をまたいで変更となった場合は、退院時に過不足の調整をいたします。
- ・DPC／PDPS では、疾病の分類ごとに包括評価入院期間が定められており、この期間を超えた日から従来の「出来高支払い方式」での計算となります。
- ・入院中の食事代は従来どおりの金額を負担していただきます。

※ご不明な点がございましたら、1F 医事係（入院会計）までお問い合わせください。

別紙

患者様の「搬送にかかる費用」について

搬送は、患者様の不測の事態に備え、医師と看護師が付き添い①当院救急車②新幹線のいずれかで行いますが、各々の費用は、患者様へ実費として請求させていただきます。

① 救急車の場合

搬送の距離によって算定します。（2km まで 660 円、2km を超す 1km ごと 330 円を加算※時間帯により割増料金がかかります。有料道路を使用した場合別途請求となります。）

搬送に付き添った医師・看護師の帰りの交通費（①搬送先から最寄り駅までタクシー等を利用した場合、②搬送先の最寄り駅から JR 静岡駅まで電車を利用した場合、③JR 静岡駅から静岡県立こども病院までタクシーを利用した場合（約 8km、3,000 円程度）など）は、**後日別途請求**させていただきます。

② 新幹線の場合

搬送先までの医師・看護師の**往復**の新幹線切符を患者様が購入し医師・看護師に渡してください。東海道新幹線の場合、事前予約をすると『多目的室』を利用できます。その他の新幹線でも、時間帯が合えば車いすやベッド搬送用の車両が利用できる場合があります。（利用 JR 窓口での確認が必要です。）

静岡県立こども病院から JR 静岡駅まで、当院救急車を利用した場合には、距離により救急車利用を請求させていただきます。（約 8km、2,640 円）搬送先によって、最寄り駅から搬送先まで、別に搬送先病院の救急車を利用する場合には、その使用料金がかかりますが、その請求は搬送先から別に案内があります。

搬送に付き添った医師・看護師の帰りの交通費（①搬送先から最寄り駅までタクシー等を利用した場合、②JR 静岡駅から静岡県立こども病院までタクシーを利用した場合（約 8km、3,000 円程度）など）は、**後日別途請求**させていただきます。

③ 医療用機器の送料

患者搬送に伴い、移送先に酸素ボンベ等の医療機器を別に配達する必要がある場合には、宅配費用を別に請求させていただきます。

ご不明な点はお問い合わせください。

問い合わせ先
静岡県立こども病院 医事係
〒420-8660
静岡市葵区漆山860
電話 054-247-6251（代表）内 2204

救急車使用料

搬送距離（患者様の乗車距離）を基に計算し請求させていただきます。

2km までは 660 円

2km を超えた場合は 1km 増ごとに 330 円を 660 円に加算

※利用開始時間帯によって加算があります。

平日（12/29～1/3 を除く）

時間外	18:00～22:00	及び	6:00～8:30	…	5割増し
深夜	22:00～6:00			…	10割増し
0:00	6:00	8:30	18:00	22:00	24:00
10割増し		5割増し	一般料金	5割増し	10割増し

休日（土・日・祝日・12/29～1/3）

有料道路料金

有料道路を使用した場合には、別途有料道路料金がかかる場合があります。

保険での払い戻し

加入保険者によって、健康保険移送費支給申請（医師意見書添付）等を提出することで、救急搬送費が払い戻される場合があります。ご自身の加入されている保険担当部署へ確認願います。

救急車利用経費の目安

総走行距離が 50km、平日時間内（8:30～18:00）の場合

（例）出発地点より 2km まで 660 円

+ 2km を超えた距離は 1km につき 330 円 ×（走行距離 - 2km）

+ 時間区分の加算及び有料道路料金（α）

= 救急車使用料 660 円 + 330 円 ×（50 km - 2km）+ α = 16,500 円 + α

《平日》

距離	平日時間内料金	平日時間外料金	平日深夜料金
50km	16,500 円 + α	24,750 円 + α	33,000 円 + α
100km	33,000 円 + α	49,500 円 + α	66,000 円 + α
150km	49,500 円 + α	74,250 円 + α	99,000 円 + α
200km	66,000 円 + α	99,000 円 + α	132,000 円 + α
300km	99,000 円 + α	148,500 円 + α	198,000 円 + α

《休日》

距離	休日昼間料金	休日夜間料金
50km	24,750 円 + α	33,000 円 + α
100km	49,500 円 + α	66,000 円 + α
150km	74,250 円 + α	99,000 円 + α
200km	99,000 円 + α	132,000 円 + α
300km	148,500 円 + α	198,000 円 + α



入院前のワクチン接種について

大切なお子様を、ワクチンで防げる病気から守るためには、計画的にワクチン接種を受けることが重要です。

ワクチン接種直後は、体に免疫反応が起こる以外に、副反応として発熱等の症状が生じることがあります。入院当日に発熱があると他の感染症と区別が難しく、入院計画を進められない場合があります。それを避けるため、入院前にワクチン接種を予定されているお子様は、下表の接種期限を参考にして下さい。お子様によっては、副反応が長引く可能性もあるため、余裕を持って計画して下さい。

種類	ワクチンの種類	入院診療	入院前の接種期限
生ワクチン	風疹（ふうしん）	輸血・血液製剤を使用する予定がある	4週間前までに接種
	水痘（みずぼうそう）	上記以外	2日前までに接種
	流行性耳下腺炎（おたふく）	上記以外	2日前までに接種
	麻疹・麻疹風疹（MR）	輸血・血液製剤を使用する予定がある	4週間前までに接種
		上記以外	2週間前までに接種
	BCG・ロタ※1		2日前までに接種
不活化ワクチン	B型肝炎・肺炎球菌・5種混合※2 ヒブ・4種混合・3種混合 2種混合・日本脳炎 インフルエンザ・新型コロナ 髄膜炎菌・子宮頸癌		2日前までに接種

※1 ロタウイルスワクチン接種後は、おむつ交換後の手洗いをお願いします

※2 令和6年4月より変更

静岡県立こども病院 感染対策室
外来・入退院支援室



次世代の医療を皆さまの医療情報で創ります



(出典：内閣府ホームページより)

- 当院では、治療法や薬に関する研究などに役立て、皆さまがよりよい医療を将来受けられるようにするため、患者ご本人が特定されないように加工した上で、患者さまの過去の医療情報を含め国が認定した事業者へ提供致します。
- 認定事業者への医療情報の提供・管理は、国が定めた厳格な安全管理基準をクリアした方法で行われます。
- 認定事業者への医療情報の提供を望まない方は、お申し出下さい。
(提供を拒否しても皆さまに不利益は全くありません。)

医療情報の提供先

次世代医療基盤法に基づき、国から認定を受けた事業者へ提供します。

*なお、当該事業者はみなさまの医療情報が次世代医療基盤法（認定事業）を超えてみだりに活用することはございません（法律で固く禁止されております）。

医療情報の提供内容、提供方法

当院での診察・検査・治療の内容や結果等に関する情報（過去の履歴を含む。）を国が認定した安全なネットワークで認定事業者へ提供します。

✓ 薬の処方、検査結果、治療の記録、副作用などが記載された電子カルテ等の電子情報

医療情報の提供を望まない方へ

- 医療情報の提供を望まない方は、いつでも提供の停止を求めることができます。
16歳未満のお子さんやご自分で判断することが難しい方は代理人の方（保護者の方を含みます）、または患者さまのご遺族もこの手続きを行うことができます。
実際に認定事業者が皆さまの情報を活用するのは、本通知のお渡し後およそ30日経過後となります。
 - 下記の方法で提供の停止を求めることができます。
 - ①＜窓口で申請される場合＞ 入院・外来窓口で「認定事業者への医療情報の提供を停止したい」旨をお伝えいただき、窓口にて配布します申請書をご記入ください。
 - ②＜電話で申請される場合＞ 受付時間内におかけいただき、「認定事業者への医療情報の提供を停止したい」旨をお申し出ください。
- 054-247-6251 平日午前10時～午後4時
- 本人確認のために診察券または運転免許証等の提示を求める場合がございます。予めご準備ください。また、代理人の方は窓口にて委任状を配布いたします。
 - 停止の求めを申請いただいた際は申請月以降の情報について提供を停止いたします。
申請いただくより前の既に活用されている過去情報につきましては、可能な限り遅滞なく削除いたしますが、ご要望に沿えない場合がございます。予めご了承ください。

次世代医療基盤法および認定事業者に関する情報はこちらをご覧ください。
(仕組みに関する国のホームページ)

<https://www8.cao.go.jp/iryou/index.html>

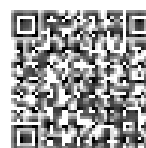


小児慢性特定疾病 医療費助成制度のご案内

慢性疾患をもつ18歳未満の患者さんの
医療費負担を軽減するための制度です。

慢性に経過し、生命を脅かしたり、生活の質を低下させたり
するため、長期にわたって治療が必要で、高額な医療費負担
が続く病気が対象となっています。

対象疾患は厚生労働大臣に
よって定められています。
こちらからご確認ください。



申請するメリット

- ・医療費だけでなく、入院中の食事負担額も軽減されます。
- ・自己負担額については、他施設を含めた月の上限額が定められています。
- ・18歳を過ぎても、引きつづき治療が必要と認められる場合は、20歳未満まで対象となり、長期間の治療が必要な場合も安心です。
- ・令和7年度から静岡県で入院・通院に伴う交通費等の助成制度がスタートしました。その申請には、小児慢性特定疾病の受給者証が必要です。
(詳細は静岡県の資料もしくはホームページをご確認下さい。)
- ・静岡県では、医療機関窓口でこども医療との併用はできませんが、市役所でこども医療との差額分の払戻を受けることができます。



↑
静岡県の助成制度については
こちらから

問い合わせ先
静岡県立こども病院
地域連携室

小児患者を養育する世帯へ

入院・通院時の交通費等を支援します

県内にお住まいの小児慢性特定疾病、指定難病及び医療的ケア児患者（小児患者）が、居住地から離れた医療機関を受診する際に、同一世帯の方が付添いを行った日数に応じて支援金を給付します。

<対象者>

小児慢性特定疾病、指定難病及び医療的ケア児を養育する世帯

◎小児患者とは

- ・小児慢性特定疾病医療受給者証をお持ちの方
- ・特定医療費（指定難病）受給者証をお持ちの20歳未満の方
- ・医療的ケア児※として県から承認を受けた方（令和8年度対象追加）

※受給者証を持たない医療的ケア児の方で、県から承認を受けた方は事前に利用登録申請が必要です。詳しくは県障害福祉課 HP を御覧ください。

障害福祉課 HP



◎居住地から離れた医療機関とは

お住まいの市町を含む2次保健医療圏（裏面参照）の区域を越えた市町にある医療機関を指します。（県外の医療機関を含む）

（対象となる例） 藤枝市にお住まいの患者が、静岡市の病院を受診

（対象とならない例） 川根本町にお住まいの患者が、島田市の病院を受診

<支援額>

対 象	金 額
連続する6日以上入院の付添い	付添い1日当たり2,000円（定額） ※年間90日を限度とします
1か月当たり4日以上通院の付添い	1か月当たり4,000円（定額）

※他の行政機関や団体からの助成を受けている場合は、支援金の対象となりません。

<申請方法>

対象となる方は、1年に1回、次の方法で申請してください。

◎申請受付期間

10月1日から11月20日まで

（10月1日以降に受給者証が交付された場合は、交付年月日から60日以内）

◎対象期間

前年の10月1日から9月30日までの受診分

（令和8年度に限り、**医ケア児の区分**で申請の方は令和8年4月1日から9月30日までの受診分が対象）

◎申請手続

ふじのくに電子申請サービスによる電子申請 または 申請書類を郵送

詳細は、静岡県疾病対策課ホームページを御確認ください。

【お問合せ先・提出先】

420-8601 静岡市葵区追手町9-6
静岡県健康福祉部医療局疾病対策課
電話番号：054-221-3393

静岡県 HP はこちら



2次保健医療圏について

●2次保健医療圏とは

2次保健医療圏とは、県民に包括的な保健医療サービスを提供する圏域のことです。静岡県では以下のとおり区域を定めています。

医療圏	構成市町名
賀茂	下田市、東伊豆町、河津町、南伊豆町、松崎町、西伊豆町
熱海伊東	熱海市、伊東市
駿東田方	沼津市、三島市、御殿場市、裾野市、伊豆市、伊豆の国市、函南町、清水町、長泉町、小山町
富士	富士宮市、富士市
静岡	静岡市
志太榛原	島田市、焼津市、藤枝市、牧之原市、吉田町、川根本町
中東遠	磐田市、掛川市、袋井市、御前崎市、菊川市、森町
西部	浜松市、湖西市

